

# 熊本県における環境アセスメントの対象事業（環境影響評価法、熊本県環境影響評価条例）

★ 環境影響評価法又は環境影響評価条例の手続を行う場合は、あらかじめ熊本県環境保全課（096-333-2268）へご相談ください。

| No   | 事業の種類                  |              | 環境影響評価法              |                      | 熊本県環境影響評価条例                                                  |                                                     |
|------|------------------------|--------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|      |                        |              | 第1種事業※1              | 第2種事業※1              |                                                              | 指定地域等                                               |
| 1    | 道路                     | 高速自動車国道      | すべて                  | -                    | -                                                            | -                                                   |
|      |                        | 指定都市高速道路     | 4車線以上                | -                    | -                                                            | -                                                   |
|      |                        | 一般国道         | 4車線以上<br>長さ10km以上    | 4車線以上<br>長さ7.5km以上   | 4車線以上<br>長さ5km以上                                             | -                                                   |
|      |                        | 県市町村道等       | -                    | -                    | 4車線以上<br>長さ5km以上                                             | -                                                   |
|      |                        | 大規模林道        | 幅員6.5m以上<br>長さ20km以上 | 幅員6.5m以上<br>長さ15km以上 | 幅員6.5m以上<br>長さ10km以上                                         | -                                                   |
| 2    | 河川                     | ダム           | 貯水面積100ha以上          | 貯水面積75ha以上           | 貯水面積50ha以上                                                   | -                                                   |
|      |                        | 堰            | 湛水面積100ha以上          | 湛水面積75ha以上           | 湛水面積50ha以上                                                   | -                                                   |
|      |                        | 放水路          | 土地改変<br>面積100ha以上    | 土地改変<br>面積75ha以上     | 土地改変<br>面積50ha以上                                             | -                                                   |
| 3    | 鉄道                     | 新幹線鉄道        | すべて                  | -                    | -                                                            | -                                                   |
|      |                        | 鉄道・軌道        | 長さ10km以上             | 長さ7.5km以上            | 長さ5km以上                                                      | -                                                   |
| 4    | 飛行場                    | 滑走路長2,500m以上 | 滑走路長1,875m以上         | 滑走路長1,250m以上         | -                                                            |                                                     |
| 5    | 発電所                    | 水力発電所        | 出力3万kW以上             | 出力2.25万kW以上          | 出力1.5万kW以上                                                   | -                                                   |
|      |                        | 火力発電所        | 出力15万kW以上            | 出力11.25万kW以上         | 出力7.5万kW以上                                                   | -                                                   |
|      |                        | 地熱発電所        | 出力1万kW以上             | 出力7,500kW以上          | 出力5,000kW以上                                                  | -                                                   |
|      |                        | 原子力発電所       | すべて                  | -                    | -                                                            | -                                                   |
|      |                        | 風力発電所        | 出力5万kW以上             | 出力3.75万kW以上          | 出力5,000kW以上                                                  | -                                                   |
|      |                        | 太陽電池発電所      | 出力4万kW以上             | 出力3万kW以上             | 敷地面積20ha以上※3                                                 | -                                                   |
| 6    | 廃棄物処理施設                | 廃棄物最終処分場     | 埋立面積30ha以上           | 埋立面積25ha以上           | 新設すべて                                                        | -                                                   |
|      |                        | 廃棄物焼却施設      | -                    | -                    | 処理能力4t/時以上<br>又は100t/日以上                                     | -                                                   |
|      |                        | し尿処理施設       | -                    | -                    | 処理能力100kL/日以上                                                | -                                                   |
| 7    | 公有水面埋立て・干拓             |              | 面積50ha超              | 面積40ha以上             | 面積25ha以上                                                     | 面積5ha以上※4                                           |
| 8    | 土地区画整理事業               |              | 面積100ha以上            | 面積75ha以上             | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 9    | 新住宅市街地開発事業             |              | 面積100ha以上            | 面積75ha以上             | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 10   | 工業団地の造成事業              |              | 面積100ha以上※2          | 面積75ha以上※2           | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 11   | 新都市基盤整備事業              |              | 面積100ha以上            | 面積75ha以上             | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 12   | 流通業務団地造成事業             |              | 面積100ha以上            | 面積75ha以上             | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 13   | 住宅団地の造成事業              |              | 面積100ha以上※2          | 面積75ha以上※2           | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 14   | 農用地の造成事業               |              | -                    | -                    | 面積100ha以上※6                                                  | -                                                   |
| 15   | スポーツ施設又は<br>レクリエーション施設 |              | -                    | -                    | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
|      | ゴルフ場                   |              | -                    | -                    | 面積20ha以上<br>又は変更後の面積20ha以上<br>かつ増加面積5ha以上                    | -                                                   |
| 16   | 下水道終末処理場               |              | -                    | -                    | 計画処理人口10万人以上                                                 | -                                                   |
| 17   | 工場又は事業場                |              | -                    | -                    | 燃料使用量8kL/時又は<br>平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上                   | 燃料使用量8kL/時<br>又は平均排水量<br>5,000m <sup>3</sup> /日以上※5 |
| 18   | 豚房施設                   |              | -                    | -                    | 施設面積7,500m <sup>2</sup> 以上又は<br>増設後の面積9,000m <sup>2</sup> 以上 | -                                                   |
| 19   | 岩石、土、砂利の<br>採取の事業      |              | -                    | -                    | 面積30ha以上又は<br>変更後の面積50ha以上                                   | -                                                   |
| 20   | その他の造成事業               |              | -                    | -                    | 面積50ha以上                                                     | 面積25ha以上※5                                          |
| 港湾計画 |                        |              | 埋立て・掘込み面積の合計300ha以上  |                      | 埋立て・掘込み面積の合計150ha以上                                          |                                                     |

※1 第1種事業：環境アセスメントを必ず行う事業

第2種事業：環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントが不要と判断された第2種事業は、環境影響評価条例に基づき手続を実施します。

※2 独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に限る。

（環境影響評価法の工業団地造成事業は、熊本県内では適用されない。）

※3 「敷地面積」には、太陽電池アレイやコンディショナー等の設備の他、調整池や残置森林等の敷地綿面積を含む。

※4 干潟、藻場又は国土利用計画法に規定する自然公園地域を含む場合。

※5 地下水保全条例に基づく指定地域（地下水保全地域内）。ただし、17以外は以下のいずれにも該当することが確実であると知事が認めたときを除く。

- ・ 開発後の土地において事業活動を行う予定の者（以下「活動実施者」という。）が、地下水の採取量を超える地下水の涵養を行うこと。
- ・ 造成等を行う者（以下「事業実施者」という。）又は活動実施者（以下「事業者等」という。）が、土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える地下水の涵養を行うこと。
- ・ 上記地下水の涵養を敷地外で行う場合、同一の地下水保全地域内において、地下水の水量の保全上有効な涵養を行うこと。
- ・ 活動実施者の地下水の採取が、周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがないこと。
- ・ 活動実施者が、水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。
- ・ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。
- ・ 事業実施者及び活動実施者が、それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置をとること。
- ・ 事業者等が、土地又は工作物を売却等をする場合は、各条件を契約の内容とすること。
- ・ 事業実施者及び活動実施者が、工事の着手後、各条件の実施状況について知事に報告すること。

※6 農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る。

注） この表は、環境影響評価法施行令別表第1及び熊本県環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものですので、  
具体の事業への適用に当たっては、同表を参照してください。